

別表第1 ばい煙等発生施設（第4条関係）

1 ばい煙に係るばい煙等発生施設

	施設名	規模又は能力	設置区域
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり40リットル以上であること。	歴史的風土保存区域又は風致地区
2	乾燥炉	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう以下同じ。）が0.7平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり40リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が150キロボルトアンペア以上であること。	歴史的風土保存区域又は風致地区
3	廃棄物焼却炉	火格子面積が1.5平方メートル以上であるか、焼却能力が1時間当たり150キログラム以上であること。	歴史的風土保存区域又は風致地区
4	水性ガス又は油ガスの発生に用いるガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり15トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり40リットル以上であること。	歴史的風土保存区域又は風致地区
5	無機化学工業品の製造に用いる焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）及び煨焼炉	原料の処理能力が1時間当たり0.7トン以上であること。	歴史的風土保存区域又は風致地区
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理に用いる加熱炉	火格子面積が0.7平方メートル以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.4平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり40リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が150キロボルトアンペア以上であること。	歴史的風土保存区域又は風致地区
7	石油製品、石油化学製品又はコーラルタール製品の製造に用いる加熱炉	火格子面積が0.7平方メートル以上であるか、羽口面断面積が0.4平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり40リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が150キロボルトアンペア以上であること。	歴史的風土保存区域又は風致地区
8	窯業製品の製造に用いる焼成炉及び熔融炉	火格子面積が0.7平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり40リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が150キロボルトアンペア以上であること。	歴史的風土保存区域又は風致地区
9	無機化学工業品又は食料品の製造に用いる反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉	火格子面積が0.7平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり40リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が150キロボルトアン	歴史的風土保存区域又は風致地区

		ペア以上であること。	
10	カーバイドの製造に用いる電気炉	変圧器の定格容量が700キロボルトアンペア以上であること。	歴史的風土保存区域 又は風致地区
11	建設に用いるアスファルトプラント（同一場所に30日以上設置のものに限る。）	原料の混合能力が1時間当たり2トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり40リットル以上であること。	歴史的風土保存区域 又は風致地区
		原料の混合能力が1時間当たり3トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。	一般地域

備考

- 1 この表に掲げる施設は、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1に定めるばい煙発生施設を除く。
- 2 「歴史的風土保存区域」、「風致地区」及び「一般地域」とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。以下同じ。
 - (1) 歴史的風土保存区域 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第4条の規定により指定された区域
 - (2) 風致地区 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画において定められた風致地区
 - (3) 一般地域 歴史的風土保存区域及び風致地区以外の地域

2 一般粉じんに係るばい煙等発生施設

	施設名	規模又は能力	設置区域
1	鉱物（コークスを含み、石綿を除く以下同じ。）又は土石のたい積場	面積が700平方メートル以上であること。	歴史的風土保存区域 又は風致地区
2	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が50センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が0.02立方メートル以上であること。	歴史的風土保存区域 又は風致地区
3	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり15トン以上であること。	歴史的風土保存区域 又は風致地区
		原料の処理能力が1日当たり20トン以上であること。	一般地域
4	食料品、飼料又は肥料の製造の用に供する原料の精選施設及び粉碎施設	原料の処理能力が1時間当たり0.7トン以上であること。	歴史的風土保存区域 又は風致地区
		原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。	一般地域
5	繊維製品の製造又は加工の用に供する製綿施設（再生加工施設を含む ^む ）、植毛施設、起毛施設及び剪毛施設		県下全域

6	ゴム製品の製造の用に供する混練施設		県下全域
7	窯業製品の製造又は加工の用に供する破砕機（湿式のものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり0.7トン以上であること。	歴史的風土保存区域又は風致地区
		原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。	一般地域
	窯業製品の製造又は加工の用に供する摩砕機（湿式のものを除く。）及び原料の精選施設	原料の処理能力が1日当たり0.7トン以上であること。	歴史的風土保存区域又は風致地区
		原料の処理能力が1日当たり1トン以上であること。	一般地域
	窯業製品の製造又は加工の用に供する岩綿又は鉾滓綿の加工施設		県下全域
8	炭素又は黒鉛の製造の用に供する粉砕施設及び仕上施設		県下全域
9	木材又は木製品の製造（家具に係るものを除く。）の用に供する切断施設、研削施設及び研磨施設	原動機の定格出力が1.5キロワット以上であること。	歴史的風土保存区域又は風致地区
		原動機の定格出力が2.25キロワット以上であること。	一般地域
	木材又は木製品の製造（家具に係るものを除く。）の用に供する粉砕施設	原動機の定格出力が5キロワット以上であること。	歴史的風土保存区域又は風致地区
		原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。	一般地域
10	コンクリート製品の製造の用に供するコンクリートプラント		県下全域
11	金属の鋳造の用に供する砂処理施設のうち古砂回収装置、乾燥装置、砂ふるい装置、混練装置、サンドブラスト、ショットブラスト及びシェイクアウトマシン		県下全域

備考 この表に掲げる施設は、大気汚染防止法施行令別表第2に定める一般粉じん発生施設を除く。

3 特定粉じんに係るばい煙等発生施設

窯業製品の製造又は加工に用いる石綿の加工施設

備考 この表に掲げる施設は、大気汚染防止法施行令別表第2の2に定める特定粉じん発生施設を除く。